

<平成25年度>労務単価及び割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数

職種	基準額	割増対象賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数 K		
			割増係数 1.25 (A) × 1/8 × 1.25	割増係数 1.35 (A) × 1/8 × 1.35	割増係数 0.25 (A) × 1/8 × 0.25
特殊作業員	17,300	0.849	0.133	0.143	0.027
普通作業員	15,200	0.921	0.144	0.155	0.029
軽作業員	11,400	0.949	0.148	0.160	0.030
造園工	16,400	0.840	0.131	0.142	0.026
法面工	18,900	0.848	0.133	0.143	0.027
とび工	18,500	0.918	0.143	0.155	0.029
石工	24,100	0.930	0.145	0.157	0.029
ブロック工	19,200	0.898	0.140	0.152	0.028
電工	16,600	0.767	0.120	0.129	0.024
鉄筋工	18,200	0.942	0.147	0.159	0.029
鉄骨工	17,300	0.864	0.135	0.146	0.027
塗装工	16,800	0.845	0.132	0.143	0.026
溶接工	17,400	0.881	0.138	0.149	0.028
運転手(特殊)	17,700	0.856	0.134	0.144	0.027
運転手(一般)	14,900	0.876	0.137	0.148	0.027
潜かん工	25,700	0.983	0.154	0.166	0.031
潜かん世話役	30,300	0.947	0.148	0.160	0.030
さく岩工	21,000	0.861	0.135	0.145	0.027
トンネル特殊工	25,100	0.978	0.153	0.165	0.031
トンネル作業員	19,200	0.953	0.149	0.161	0.030
トンネル世話役	25,900	0.942	0.147	0.159	0.029
橋りょう特殊工	22,000	0.957	0.150	0.161	0.030
橋りょう塗装工	22,400	0.943	0.147	0.159	0.029
橋りょう世話役	25,100	0.897	0.140	0.151	0.028
土木一般世話役	18,700	0.837	0.131	0.141	0.026
高級船員	23,500	0.680	0.106	0.115	0.021
普通船員	17,800	0.719	0.112	0.121	0.022
潜水士	31,300	0.865	0.135	0.146	0.027
潜水連絡員	25,800	0.914	0.143	0.154	0.029
潜水送気員	22,800	0.924	0.144	0.156	0.029
山林砂防工	-	0.958	0.150	0.162	0.030
軌道工	23,100	0.913	0.143	0.154	0.029
型わく工	17,800	0.953	0.149	0.161	0.030
大工	18,100	0.967	0.151	0.163	0.030
左官	17,100	0.940	0.147	0.159	0.029
配管工	17,000	0.796	0.124	0.134	0.025
はつり工	17,300	0.854	0.133	0.144	0.027
防水工	18,800	0.858	0.134	0.145	0.027
板金工	17,800	0.856	0.134	0.144	0.027
タイル工	17,000	0.953	0.149	0.161	0.030
サッシ工	17,600	0.841	0.131	0.142	0.026
内装工	18,100	0.847	0.132	0.143	0.026
ガラス工	17,300	0.774	0.121	0.131	0.024
建具工	15,400	0.846	0.132	0.143	0.026
ダクト工	16,800	0.809	0.126	0.137	0.025
保温工	17,800	0.779	0.122	0.131	0.024
建築ブロック工	-	0.951	0.149	0.160	0.030
設備機械工	18,000	0.768	0.120	0.130	0.024
交通誘導警備員A	10,900	0.893	0.140	0.151	0.028
交通誘導警備員B	9,500	0.933	0.146	0.157	0.029
屋根ふき工	14,637	0.914	0.143	0.154	0.029

船団長	23,500		(高級船員)		
潜水世話役	31,300		(潜水士)		
船舶製作工	21,000				
電気通信技術者	27,000	0.700			
電気通信技術員	18,500	0.700			
機械設備製作工標準賃金	22,600				
機械設備据付工標準賃金	20,200	0.700			
点検技術者	26,500	0.690			
点検技術員	20,300	0.700			
点検整備工	20,200	0.700	(機械設備据付工)		
運転監視技術員	20,300	0.700			
機械世話役	18,700		(土木一般世話役)		
機械工	17,400		(溶接工)		
ケーソング装工	17,400		(溶接工)		
工場塗装工	22,400		(橋りょう塗装工)		

平成26年2月1日一部改定<赤字箇所>

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。